

設計委託に係る低入札価格調査制度 及び低入札価格調査の実施方法について

令和2年9月30日策定、令和3年12月1日改正

業務委託に係る低入札価格調査制度は、「埼玉県設計委託低入札価格調査制度実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるほか、調査の実施方法等に関しては下記のとおりです。

入札参加者の皆様は、あらかじめ当内容を熟知し、低入札価格調査の円滑な執行に御協力ください。

I 低入札価格調査制度の概要

1 対象となる入札

実施要領第3条に定める入札とする。

2 調査基準価格の設定

調査基準価格の設定方法は、実施要領第4条による。

3 失格基準価格の設定等（実施要領第5、10条）

設定された失格基準価格を下回る入札をした者は、実施要領第13条に定める低価格入札者に対する調査を実施せず失格となります。

失格基準価格の設定方法及び判定は、実施要領第5条及び第10条に基づき行います。

また、業務によっては失格基準価格を設定しない場合があります。詳しくは、入札公告等をご覧ください。

注)

「失格基準価格」の設定の有無を入札公告等でお知らせします。

4 数値的判断基準（実施要領第6条、11条）

入札時に提出された「入札金額見積内訳書」の内容を確認し、記載された各経費の額が実施要領第6条第1項に定める数値的判断基準の額のいずれか一つでも下回る場合は、第13条に定める低価格入札者に対する調査を実施せず失格となります。

業務によっては数値的判断基準を設定しない場合もあります。

注)

「数値的判断基準」の設定の有無を入札公告等でお知らせします。

注) 入札時に提出された入札金額見積内訳書の内容は、提出後の変更・訂正等は認められません。

また、後の低入札価格調査における入札金額の決定理由の根拠資料となります。

5 低入札価格調査の実施 (実施要領第 13 条)

低入札価格調査の実施方法は、実施要領第 13 条及び後記Ⅱ「低価格入札者に対する調査の実施」によります。

6 低入札価格調査を経て契約する業務委託に対する諸条件の設定

(実施要領第 17 条)

適切な履行及び品質確保等の確実性を担保するため、低入札価格調査を経て契約する業務には、実施要領第 17 条に定める条件等が付されます。

ア 管理技術者は専任とする。なお、配置する管理技術者は、入札公告日又は指名通知日において、落札者となるものと直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 設計図書において照査を定めた場合は、落札者の照査に代えて、落札者とは別の第三者による照査（以下「第三者照査」という。）を実施させること。第三者照査は、落札者の費用負担において、再委託として行うこと。

※ 第三者照査者の資格等については実施要領第 18 条を参照してください。

第三者照査を行う者と落札者との関係は、資本関係又は人的関係がある者同士ではないこと。(実施要領第 18 条第 1 項第 4 号)

第三照査を行う者と落札者とは「資本関係又は人的関係がある者同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」において、同一入札への参加を制限する関係でないこととします。

注)

調査基準価格、失格基準価格及び数値的判断基準の算出に当たっては、実施要領を参照してください。

埼玉県HP アドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>

Ⅱ 低価格入札者に対する調査の実施

1 低入札価格調査への協力

低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る入札をしたものは、低入札価格調査に協力しなければ失格となります。

埼玉県設計委託低入札価格調査制度実施要領

第8条（入札参加者への周知）

七 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。

八 低入札価格調査に係る事前申出書により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。

2 調査の対象者

入札の状況や工事の内容等により、第1順位者以外、複数の者の低価格入札者に対する調査を同時に行うことがあります。

3 調査内容及び提出資料等

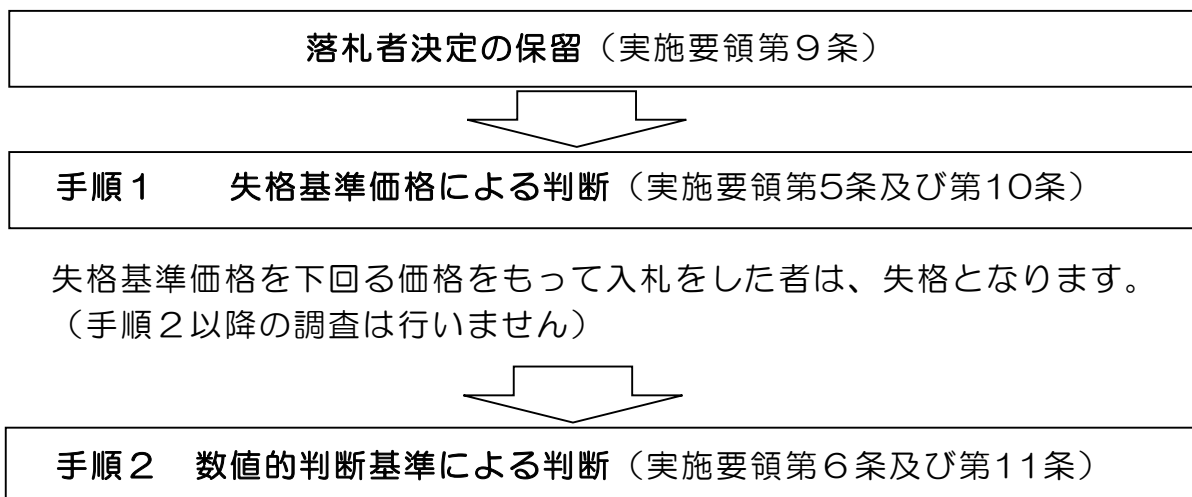
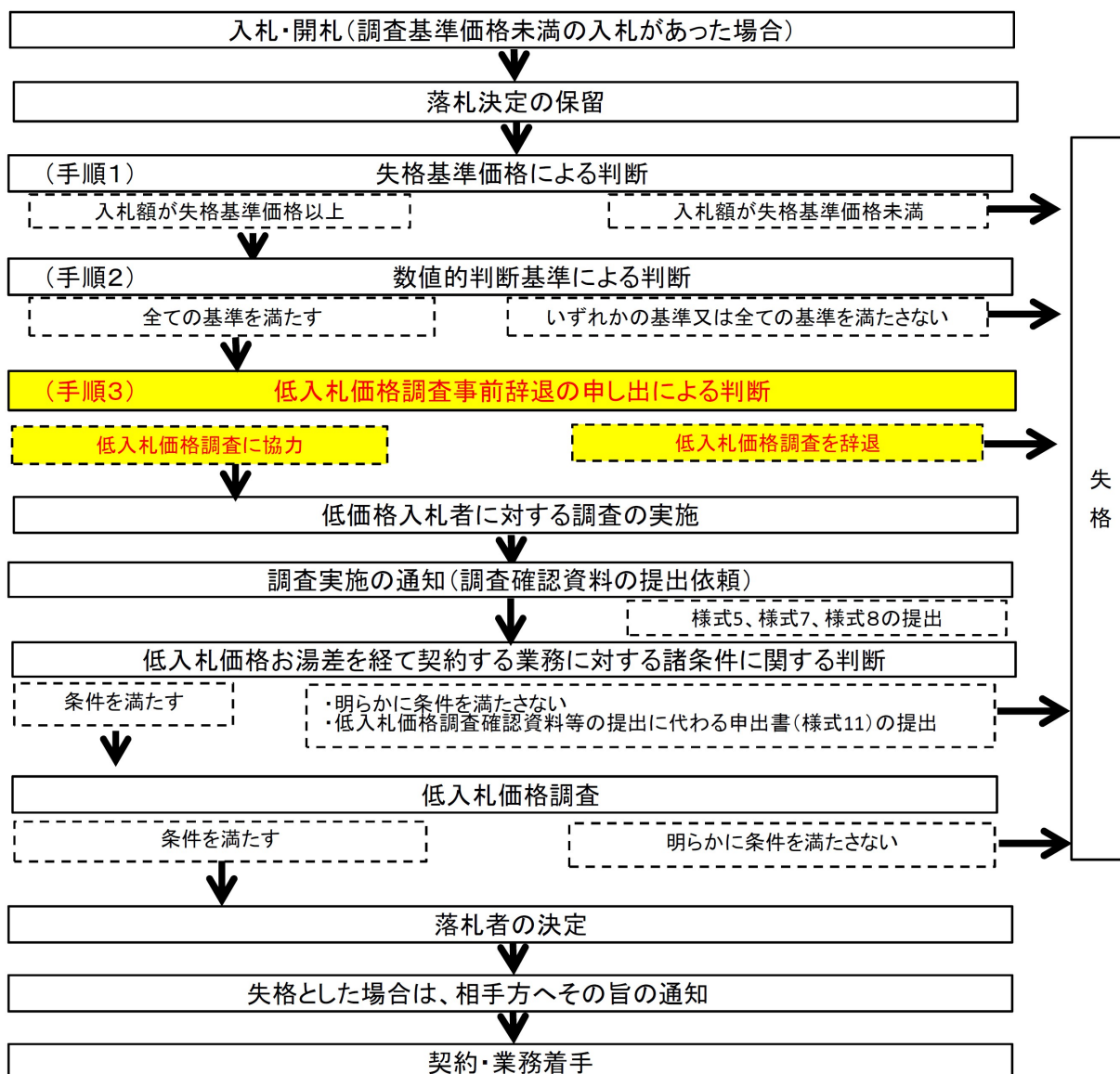
低価格入札者に対する調査における確認事項及び確認資料は別表を標準とします。

4 資料の提出期限及び調査日

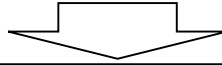
発注課所からの指示に従ってください。

なお、準備期間が十分取れない場合もありますがご了承ください。

5 低入札価格調査の実施フロー



入札時に提出された「入札金額見積内訳書の内容」により、実施要領第6条に定める数値的判断基準の確認を行います。
確認の結果、数値的判断基準のいずれかを下回る場合は失格となります。
(手順3以降の調査は行いません)



手順3 低価格入札者に対する調査（実施要領13条）

※入札書の提出に併せて低入札価格調査に係る事前申出書（様式12）により辞退を申し出た者は、調査を実施しません。

6 低価格入札者に対する調査の実施（実施要領第13条）

6-1 調査確認資料等の確認（実施要領第13条）

- ア 低価格入札者が様式11（低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書）を提出した場合は、第13条に定める低価格入札者に対する調査を実施せず失格とします。
- イ 低入札価格調査確認資料等の提出後の訂正や修正、再提出や追加提出等は原則認めないこととします。ただし、発注者がそれらを求める場合は除くものとします。

6-2 低入札価格調査を経て契約する業務委託に対する諸条件に関する調査 （実施要領第13条第1項第1号）

- ア 管理技術者の配置計画（様式7）
実施要領第17条第1項に定める専任の技術者の配置は可能か、配置予定技術者の資格や手持ち業務の状況等の諸条件を確認します。

※ 低価格入札者に対する調査以降に配置技術者が変更になっても差し支えありません。ただし、総合評価方式における配置予定技術者に関係する場合は、この限りではありません。

- イ 第三者照査の確約（様式5）
実施要領第17条第1項第2号に定める第三者照査の実施が可能であることを確認します。

6-3 低入札価格調査

- ア 入札金額の決定理由（様式9）
 - (ア) 入札金額見積内訳書、代価表等の積み上げにより入札金額が決定されているか確認します。
 - (イ) 特別な決定理由がある場合は、その具体的方法や数値的根拠は明確か確認します。

イ 入札金額見積内訳書の内容（様式10-1）

(ア) 代価表などにより積み上げられているか確認します。

(イ) 積み上げられている数量、単価等に違算はないか確認します。

注) 入札時に提出した「入札金額内訳書」の変更は認められません。

また、説明資料等において費目間流用することで、入札金額内訳書を正当化することは認められません。

ウ 配置技術者の具体的体制及びその経歴

(ア) 業務計画書

当該業務の工程表、組織計画の内容を含むこと。

(イ) 配置予定技術者の経歴

業務計画書で配置予定となっている技術者の資格、経歴及び手持ち業務について確認します。

エ 現在の受託業務の状況及び配置予定の技術者の状況

現在受託している同種（類似）業務の工程表及び技術者の配置から、当該業務の進捗が確保される体制となっているか確認します。

オ 過去に受注した類似業務の実績

契約書、仕様書、テクリスカルテ（完了）、成績評定通知の写しなどで、類似業務の完了実績を確認する。品質管理等の評定が低い場合は具体的な対策が提案できるか確認します。

カ 再委託代金の支払遅延状況

過去の同種（類似）業務における直近の再委託について、契約状況や支払いの遅延、不払いなどが無いか確認します。

キ その他必要な事項

上記以外に発注者が必要とする事項がある場合は、様式4添付資料に確認資料を具体的に指示します。

7 失格の判断

7-1 調査確認資料等による判断

低入札価格調査に係る事前申出書(様式12)により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書（様式11）を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格となります。

7-2 低入札価格調査を経て契約する業務委託に対する諸条件の確認における失格判断（実施要領第17条）

実施要領第17条「低入札価格調査を経て契約する業務委託」に定める第1号及び第2号の条件を満足することができるか確認し、明らかに条件を満足することができない場合は、失格(低入札調査の結果失格扱い)とします。

ア 管理技術者を専任で配置できない。(第1号)

イ 第三者による照査を実施できない。(第2号)

7-3 低入札価格調査における失格判断

ア 入札金額の決定理由において適切な履行を可能とする具体的な理由、数値的根拠等が示せない。

イ 入札金額見積内訳書及び代価表などに積み上げられている数量及び仕様等について、発注者が示す内容を満足していない。ただし、その数量及び仕様等の妥当性が確認でき、かつ、適切な履行が可能と判断した場合は、この限りではない。

ウ 内訳書等に記載された単価、金額等について具体的かつ合理的な根拠が示せない。

エ 数量、金額等の違算により業務の履行が明らかに困難な場合。

オ 数値的判断基準で失格には該当しないが、必要な経費（直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等）が適切に計上されていないため、実施体制や品質管理等の適切な履行に支障をきたすことが明らかな場合。

カ 提出を求めた資料が提出期限までに提出されない、又は提出されたが判断に必要な情報が満たされていないため、調査が完了できない。

（追加資料についても同様とする。）

キ その他の調査項目の調査結果により、失格を判断する場合があります。

8 低価格入札者を落札者とするか否かの決定方法

低価格入札者に対する調査の結果を入札参加資格審査委員会等に諮り決定します。

9 結果の通知

低価格入札者に対する調査の結果、失格と決定された場合は文書により通知されます。

また、落札者（落札候補者を含む）と決定された方にはその旨の通知がされます。

なお、失格基準価格を下回ったことによる失格、数値的判断基準による失格、低入札価格調査に係る事前申出書（様式12）により辞退を申し出て失格及び低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書（様式11）を提出して失格については、入札情報公開システムに結果を公開することで通知に代えることとします。

注）低価格入札者に対する調査は第1順位者の他、複数の低価格入札者の調査を並行して行うことがあります。

調査結果の判定は、第1順位者から順次行うこととなり、落札者（候補者）と決定した者以降の順位者の判定は行いません。

したがって、低価格入札者に対する調査を受けたにもかかわらず、いずれの通知も行われない場合もあります。

10 入札情報公開システムの取扱い


(1) 公開情報

落札者決定後、下記について情報公開システムにより公開します。

- ① 失格基準価格の額
- ② 低入札価格調査制度で失格となった場合の 『 該当基準 』

(2) 公開方法

公開する情報の表示箇所は、次のとおりとします。

入札・見積結果情報閲覧					
 <input type="button" value="発注情報"/> <input type="button" value="戻る"/> 					
入札方式	一般競争入札(ダイレクト入札)				
調達案件名称	(ダミー)総合評価方式(加算方式)の摘要欄記載例				
工事番号	1000				
案件場所					
開札日	2008/04/08 09:00				
設計額(税抜き)	10,000,000				
予定価格(税抜き)	10,000,000				
調査基準等価格区分	調査基準価格				
調査基準等価格(税抜き)	7,000,000				
結果	落札者決定				
理由	失格基準価格(税抜き)6,800,000				
課所名	埼玉県 総務部 入札企画室				
株式会社〇〇					
入札経過 (赤色で表示されているのは落札業者です。)					
業者名	第1回 金額	第2回 金額	第3回 金額	随意契約 金額	摘要
株式会社〇〇	7,500,000				低入札(価格失格) 技術評価点:XXXX
有限会社××	8,000,000				低入札(数値失格) 技術評価点:XXXX
△△株式会社	8,500,000				低入札(条件失格) 技術評価点:XXXX

① 失格基準価格の額 → 「理由」欄

② 該当基準 → 「適用」欄

(3) 公開する情報の表示内容は次のとおりとします。

- ① 失格基準価格(理由欄) → 『失格基準価格(税抜き)〇〇〇〇』
- ② 該当基準(摘要欄)

摘要欄への表記は次によります。ただし、総合評価方式によらないものは除きます。

- ・失格基準価格未満で失格した場合 → 『低入札(価格失格) 技術評価点:XXX.X』
- ・数値的判断基準で失格した場合 → 『低入札(数値失格) 技術評価点:XXX.X』
- ・契約条件により失格した場合 → 『低入札(条件失格) 技術評価点:XXX.X』

・低入札価格調査で失格した場合 → 『低入札（調査失格）技術評価点：XXX.X』
※技術評価点：総合評価方式の「技術評価点」

11 契約条件に関する留意事項

実施要領第 17 条第 1 項及び第 2 項に定める技術者の専任配置や第三者照査に関し、後に問題等が発生した場合は、ペナルティーの対象となります。十分注意してください。

注) 契約後、管理技術者の専任配置や第三者照査が困難となった場合は、入札参加停止等の措置要綱の規定により入札参加停止の対象となります。また、契約約款の規定による契約の解除、違約金の徴収の対象となる場合もあります。

12 その他の留意事項

- (1) 必要に応じて別表以外の資料についても提出を求める場合があります。
- (2) 様式 4 添付資料に定める様式以外は自由様式とします。ただし、発注者が特に指定した場合は、それに従ってください。
- (3) ヒアリング回数や資料の提出期限等については、業務の規模、難易度、煩雑性などを考慮のうえ適宜定めることとします。
- (4) 資料の不備や内容に関する誤解等が生じないように発注者によく確認してください。
- (5) 提出後の訂正や修正、再提出や追加提出等は原則認められません。ただし、発注者が求める場合は除きます。

13 関係様式

- ・様式 4 添付資料 低入札価格調査項目・提出資料等一覧表
- ・様式 5 第三者照査の確約書
- ・様式 6 第三者照査の通知書
- ・様式 7 管理技術者の配置計画
- ・様式 8 経歴書
- ・様式 9 入札金額の決定理由
- ・様式 10-1 入札金額見積内訳書
- ・様式 11 低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書
- ・様式 12 低入札価格調査に係る事前申出書

14 適用

- (1) この実施方法は、令和2年9月30日以降に公告又は指名通知された業務から適用します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、令和2年9月29日までに公告又は指名通知したもののについては、従前の例によります。

附則

- (1) この実施方法は、令和3年12月1日以降に公告又は指名通知された業務から適用します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、令和3年11月30日までに公告又は指名通知したもののについては、従前の例によります。